

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 年末調整の注意点

Q : そろそろ年末調整の処理にとりかかろうと思うのですが、昨年と比べて変わった点などがあれば教えてください。

A : 最高税率の引下げや定率減税の実施、年少扶養親族や特定扶養親族の扶養控除額の引上げなどに注意してください。

【解説】

平成11年度の税制改正等では、所得税について次のような改正が行われています。

- (1) 最高税率の引下げ・平成11年以後最高税率を50%から37%に引下げ
- (2) 定率減税・年税額の20%相当額(25万円を限度)を控除
- (3) 所得控除等の引上げ
 - ① 年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)の控除額を38万円から48万円に引上げ
 - ② 特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)の控除額を58万円から63万円に引上げ
- (4) 住宅借入金等特別控除制度・平成11年又は12年中に居住の用に供した場合、控除期間を15年間とするなど内容が大幅に拡充されています。ただし、改正後の制度が給与の支払者のもとで適用されるのは、平成12年分の年末調整からです
- (5) その他・住宅取得資金の低利融資等に係る経済的利益等の非課税制度の改正、宿日直料の非課税限度額の引上げ、給与所得の源泉徴収税額表の改訂等も行われています

